

# 住民税

## 本試験問題

### 【第一問】問1

#### 問1

個人住民税に関し、次の(1)及び(2)について簡潔に述べなさい。なお、退職所得に係る分離課税について述べる必要はない。

- (1) 個人住民税における「住所」の意義及びその認定の方法
- (2) 個人住民税均等割及び所得割の趣旨、課税の方法、徴収の方法、税率及び非課税措置（所得税との相違点について言及すること。）

### 【第一問】問2

#### 問2

個人住民税における申告手続に関し、次の(1)～(3)について簡潔に述べなさい。なお、退職所得に係る申告書について述べる必要はない。

- (1) 申告義務の概要
- (2) 所得税の確定申告書が提出された場合の取扱い
- (3) 総務大臣が指定する都道府県等への寄附金に係る寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）の概要

### 【第二問】【資料】(1)①③

(1) 甲（昭和33年10月10日生）の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
    - ・ A社から支払を受けた給与収入金額 8,620,000円
  - ③ 利子所得に係る収入金額
    - ・ 甲を名義人とする定期預金の利子 17,000円  
（支払日 令和4年2月8日、支払者の所在地 X県）
    - ・ 甲を名義人とする特定公社債の利子 24,000円  
（支払日 令和4年10月3日、支払者の所在地 X県）
- (注) 全ての利子について源泉徴収され、特定公社債の利子については所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

### 【第二問】【資料】(1)④

④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式（上場）	年1回	3月	令和4年5月19日	令和4年4月20日	170,000
b 株式（非上場）	年1回	3月	令和4年9月3日	令和4年8月10日	80,000
c 株式（非上場）	年1回	1月	令和4年9月21日	令和4年8月31日	38,000

- (注1) a 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。
- (注2) b 及び c 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において総合課税により申告されているものとする。
- (注3) b 及び c 株式に係る収入は、剰余金の配当である。

### 【第二問】【資料】(1)⑦

- ⑦ 令和4年中に支出した寄附金の金額
  - ・ Q県R市に対して寄附した金額 30,000円
  - ・ S県に対して寄附した金額 10,000円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、Q県R市の領収書及びS県の領収書が添付されている。なお、Q県R市及びS県は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

## TAC予想問題

### ●実力完成答練 第1回【第一問】問1

問1 個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

### ●直前予想答練【第一問】問1

問1 個人住民税の所得割及び均等割における非課税制度（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。）について、その意義及び制度の概要を述べなさい。  
ただし、非課税所得並びに条例による減免、課税免除及び不均一課税について述べる必要はない。

### ●実力完成答練 第4回【第一問】問2

問2 個人住民税における寄附金税額控除に係る申告の特例等（ふるさと納税ワンストップ特例）について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。  
・対象者  
・特例を受けるための手続  
・控除額の計算方法

### ●実力完成答練 第2回【第二問】【資料】(1)①②

(1) 甲（昭和45年5月20日生）（甲の妻と生計を一にし、同居を常況としている。）の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額	9,950,000円
・ A社から支払を受けた給与収入金額	
② 利子所得に係る収入金額	
・ 甲を名義人とする預貯金の利子	16,817円
（支払日 令和4年8月8日、支払者の所在地 X県）	

### ●直前予想答練 第二問【資料】(1)①

(1) 甲（昭和43年6月21日生）の所得等の状況

① 国債の利子	88,000円
---------	---------

特定公社債に該当するものであり、支払の取扱者の所在地はX県である。  
国債は、N源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書に記載されている。  
なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択するものではない。

### ●実力完成答練 第2回【第二問】【資料】(1)③

③ 株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式（上場）	年1回	3月	令4.6.27	466,640
b 株式（非上場）	年1回	12月	令4.3.29	286,000
c 株式（非上場）	年1回	1月	令4.4.20	352,000

- (注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。
- (注2) a 株式の剰余金の配当は、U源泉徴収選択口座内で保管され、分離課税により申告されている。  
なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。
- (注3) b 株式は外貨建等証券投資信託に該当しない証券投資信託の収益の分配、c 株式は一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係るものである。

### ●実力完成答練 第3回【第二問】【資料】(1)⑧

(8) W県V市に対する寄附金 180,000円  
寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、V市の領収書が添付されている。なお、V市は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

【第二問】【資料】(5) ②

② 譲渡所得等に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
絵画	平成20年8月8日	平成4年9月3日	1,350,000	630,000	92,000	個人
骨董品	平成20年8月8日	平成4年6月6日	420,000	940,000	78,000	個人
特許権	平成27年11月11日	平成4年3月8日	1,500,000	300,000	150,000	個人

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の長女によって証明されている。

【第二問】【資料】(5) ⑤

⑤ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額

150,600円  
 ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 1,922,000円  
 ・前年分の所得税額(税額控除前) 96,100円  
 (注) 平成30年4月1日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。  
 なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、全て8%の税率により課されるべき消費税額等であった。

【第二問】【資料】(6) ①

(6) 甲の長女の子(平成13年8月31日生)(甲の長女と生計を一にし、同居を常況としている。国立大学の学生。)の所得等の状況  
 ① 給与所得等に係る収入金額の明細  
 ・E社から支払を受けた給与収入金額 1,000,000円

●実力完成答練 第3回【第二問】【資料Ⅱ】(1)

① 譲渡所得に係る収入金額等の明細 (単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
骨董品	平24.4.17	令4.5.14	240,000	170,000	0	個人
絵画	令2.11.24	令4.5.14	2,150,000	1,436,700	5,000	個人
ゴルフ会員権	令3.9.4	令4.8.15	2,268,000	2,305,300	6,000	個人

(注1) 骨董品及び絵画は、生活の用に供されていたものである。  
 (注2) 全ての資産の取得費については、甲の妻によって証明されている。

●直前対策補助問題 第2回【資料Ⅰ】(8)

(8) 前年分の所得税における住宅借入金等特別控除可能額

400,000円  
 ① 前年分の所得税に係る課税総所得金額 2,391,000円  
 ② 前年分の所得税額(税額控除前) 362,250円  
 (注) 平成30年9月10日から居住の用に供しており(特定取得に該当する。)、前年の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

●直前対策補助問題 第3回【資料Ⅱ】(2) ① ②

(2) 甲の長女(平成10年8月2日生)  
 大学通学のため甲とは別居しZ市において1年以上独り暮らしをしている。  
 また、甲より生活費や学資金の送金を受けている。  
 ① C会社から支払を受けた給与収入金額 1,040,000円  
 ② 国立大学の学生である